

# 創薬探索センター規程

令和3年4月1日 規程第197号

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡県立大学大学院学則第4条の規定に基づき、静岡県立大学大学院薬学研究院附属創薬探索センター（以下「センター」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、静岡県が推進するファルマバレープロジェクトと連携し、医薬品シーズの探索研究及び探索技術の開発を通して、学術的基礎研究の推進及び医薬品産業への支援とともに、新薬の研究開発に携わる研究者及び専門職の養成に関する支援を行い、健康科学の発展及び医薬品産業の活性化に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 創薬科学に関する基礎研究及び創薬基盤技術開発
- (2) 医薬品シーズ探索研究、構造最適化研究、薬効評価研究
- (3) センターの研究関連分野における公的及び民間研究機関との連携
- (4) センターの研究関連分野に関する研究者及び専門職の養成
- (5) センターの研究関連分野の情報の収集及び提供
- (6) その他センターの目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 センターに次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センター研究員
- (4) センター客員研究員
- (5) センター職員

(センター長)

第5条 センター長は、静岡県立大学大学院薬学研究院（以下「研究院」という）の教授（特任教授を含む。）のうちから、薬学研究院委員会（以下「研究院委員会」という。）の議を経て薬学研究院長（以下「研究院長」という。）が推薦し、学長が任命する。

- 2 センター長は、センターに関することを統括する。
- 3 センター長の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 4 任期の途中でセンター長の交代があった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第6条 副センター長は、センター長が指名し、研究院委員会の議を経て研究院長が任命する。

- 2 副センター長は、センター長を補佐し、センター長不在の場合はその職務を代行する。
- 3 副センター長の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 4 任期の途中で副センター長の交代があった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター研究員)

第7条 センター研究員は、研究院の教授、准教授、講師、助教、助手、特任教員のうちから、研究院長の推薦により、センター長が指名する。また、研究院以外の教員については各部局の教授会又は研究院(科)委員会の承認を経て、センター長が委嘱する。

- 2 センター研究員は、第3条各号に掲げる事項の実施について協力する。

- 3 センター研究員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 4 任期の途中でセンター研究員の交代があった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター客員研究員)

第8条 センター客員研究員は、本学の教員又は職員以外のセンターの研究関連分野に関わる専門家のうちから、センター長が委嘱する。

- 2 センター客員研究員は、第3条各号に掲げる事業の実施について協力する。
- 3 センター客員研究員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(センター職員)

第9条 センター職員は、センターの業務に従事する。

(運営委員会)

第10条 センターの業務を円滑に運営するため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会の組織及び運営については、別に定める。

(報告義務)

第11条 センター長は、毎年度の事業計画及び事業実績を研究院委員会に報告しなければならない。

(その他)

第12条 この規程の改正は、研究院委員会の議を経なければならない。

- 2 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

#### 附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。